次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり市民検討会設置要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくりについて、 大野北地区の住民や、相模原市民にとって魅力あるまちづくりの検討を行うこと を目的として設置する次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり市民検討 会(以下「市民検討会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるも のとする。

(検討事項)

- 第2条 市民検討会は、次の事項について検討を行う。
- (1) 淵野辺駅南口周辺のまちづくりについて
- (2) 淵野辺駅南口周辺の公共施設等について
- (3) 鹿沼公園について
- (4)その他市長が必要と認める事項について

(市民検討会の委員)

- 第3条 市民検討会の委員は、別表に掲げる分野に関係する者のうちから市長が選任した者とする。
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、選任は市長が行う。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(ワーキンググループ)

第4条 市長は、市民検討会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置することができる。この場合において、ワーキンググループは主として右欄に掲げる事項を検討するものとする。

名称	検討事項	
まちづくりワーキンググループ	淵野辺駅南口周辺のまちづくりについて	
公共施設ワーキンググループ	淵野辺駅南口周辺の公共施設等について	
公園ワーキンググループ	鹿沼公園について	

2 前項のワーキンググループは、前条第1項に規定する委員のうち、市長が選任した者で構成する。

(会議)

第5条 市民検討会及びワーキンググループの会議は、市長が招集する。

- 2 市民検討会及びワーキンググループの会議は、委員の過半数が出席しなければ 開くことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、 この限りでない。
- 3 会議の進行は、次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり有識者協議会設置要綱(平成31年1月1日施行)第7条の規定により派遣される者が行う。
- 4 前項の派遣される者がいない場合には、市長が会議の進行者を選任する。 (傍聴)
- 第6条 会議の進行者は、市民検討会の会議の傍聴の申出があったときは、市民検 討会に諮って、当該申出に対する決定を行うものとする。
- 2 会議の進行者は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。 (秘密の保持)
- 第7条 委員は、会議運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後 も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 市民検討会の庶務は、次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会の運営について必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

 ○地域のまちづくりに関する分野
 ○児童館に関する分野

 ○地域の商業に関する分野
 ○温祉に関する分野

 ○防犯・交通安全に関する分野
 ○公園に関する分野

 ○図書館に関する分野
 ○スポーツに関する分野

 ○公民館に関する分野
 ○学校教育に関する分野

 ○青少年育成に関する分野
 ○次世代のまちづくりに関する分野

 ○国際交流に関する分野